

『彩の国ふれあい会』 会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、彩の国ふれあい会(自作衣装写真撮影実行委員会)と称する。

(事務局)

第 2 条 本会は、埼玉県さいたま市浦和区領家7-17-10-B-122に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は 自作衣装での写真撮影会活動を通じて、すぐれた日本のアニメ文化を写真という形で表現し、同時に活動拠点とする埼玉県及びさいたま市の発展を目指して 写真を通じて情報発信するアマチュアの写真愛好家で構成する自主的な創造活動の団体である。
写真を通じたアニメ文化への理解と、世代を超えた人々とのふれあい、本会に参加する者が安心して活動できる環境を提供し、活動の振興を目指すことを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1)写真撮影会の企画
- (2)写真撮影会の情報と提供
- (3)健全な写真撮影会の運営
- (4)自作衣装写真撮影会自体の啓蒙活動
- (5)撮影参加者と一般の方との交流事業
- (6)自作衣装写真撮影会を通じた地域貢献 観光情報発信
- (5)その他目的を達成するための事業

第 3 章 会員及び会費

(会員)

第 5 条 本会に入会できる者は 会の目的に賛同し活動できる者とする

(会費)

第 6 条 会費は無料とする

(入会及び退会)

第 7 条 入会を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入申し込む。

第 8 条 退会するときは、退会届を会長に提出するものとする。

(会員の義務)

第 9 条 会員は第 3 条(会の目的)を達成するため次の注意事項を厳守する義務を有する。

撮影中に関する注意事項

- ・ 歩行者や一般の方の通行の妨げにならないように配慮する。
- ・ 動画撮影は禁止。
- ・ 犬・猫・虫などの生き物を連れての参加は禁止。
- ・ 煙草は 撮影場所に喫煙所がある場合を除き禁止。喫煙所でも上着を羽織る等 一般の方に配慮する。
- ・ ゴミのポイ捨ては厳禁。
- ・ 撮影中にスナック菓子などの粉のでる食べ物は禁止。(但し、チョコレート・飴・お飲み物は除く)
- ・ 会場や更衣室内は汚さないように使用する。
- ・ お酒のお持ち込みや酒気帯びでの参加は禁止。
- ・ 撮影会の衣装のままで来場や帰宅は禁止。

- ・子供に人気のある作品で、一般の方に写真を頼まれた場合 可能な限り応じる努力をする事。
- ・荒天・強風・一般の方が多い場所での三脚使用は 周りに十分に配慮する事。
- ・手荷物を撮影場所近辺に置く際は、歩行者や一般の方の通行の妨げにならないように注意する事。

衣装に関しての注意事項

- ・警察官、自衛官等の公務員、ガードマン、実在した制服・軍服に似ている衣装での参加は禁止。
- ・大きく胸の開いた衣装(男装も含む)や大胆なスリットの入った衣装、水着など露出のある衣装は 一般の方の目に触れないように 指定撮影場所を厳守。
- ・腹部の露出している衣装や、かがんだ時に下着が見えてしまう程のミニスカートの衣装は 撮影の瞬間まで上着を着る等 一般の方への配慮する事。
- ・下着が透けてしまっている程の薄い生地で作られた衣装は 上着を着る事。

持ち物に関しての注意事項

- ・刀・剣・ナイフ・銃・武具・ハサミは持込禁止。
- ・血糊やカラーヘアスプレー(ムース)の使用は 一切禁止。
- ・他の方が不快となるようなもの、危険な装飾のあるものは持込禁止。
- ・模造品など、一般の方から武器と見られてしまう物は 撮影可能場所を厳守。

(資格喪失)

第 10 条 会員が第 9 条(会員の義務)に反する行為したときには、嚴重注意を行い 改善がされない場合は会員の資格を失う。

(除名)

第 11 条 会員が第 9 条(会員の義務)に反する行為したときには、会長は除名することができる。

第 4 章 役員及び顧問

(役員)

第 12 条 本会には本部役員として会長、副会長、監査役 1 名を置く。

(役員の仕事)

第 13 条 会長は本会を代表し、本会の円滑な運営に努める。

(顧問)

第 14 条 本会は顧問を置くことができる。

(役員及び顧問の任期)

第 15 条 役員及び顧問の任期は4年とし、再任を妨げない。

第 5 章 会 議

第 16 条 会議は会長が招集し、役員会を随時開催する。

第 17 条 役員会にて事業計画、収支予算・決算、会則の変更、その他必要と認める事項について議決する。

第 6 章 会 計

(会計)

第 18 条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月 31 日までとする。

第 19 条 本会の経費は事業収入その他の収入をもって充当する。

第 20 条 本会の会計報告は通常総会の時に行なう。

第 7 章 補 則

(会則の変更)

第 21 条 本会の会則を変更する場合は、総会の決議を得なければならない。

第 8 章 付 則

会則は、平成 23 年 6 月 11 日をもって施行する。

役員一覧

会長： 菩提寺 由美子（彩の国ブランドフォーラム株式会社 代表取締役）

副会長： 北見 遥（フォトスタジオ彩の国 代表）

会計・監査： 永田 智久（有限会社リヴィン 代表取締役）